

火災予防上の命令を受けている対象物一覧

【令和6年12月2日更新】

1	
防火対象物の所在地	秋田県潟上市昭和大久保字阿弥陀堂100番地
防火対象物の名称	昭和株式会社 事務所兼倉庫棟
命令を受けた者の氏名	昭和株式会社 代表取締役 菅原 全
根拠法令	消防法第17条の4第1項
命令事項	令和6年11月29日までに、上記防火対象物全体に 屋内消火栓設備及び自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和6年8月2日
管轄消防署	湖東地区消防署 昭和分署